

第4回資金決済WGでの検討内容に対する 意見

2021年12月17日



前払式支払手段に関する各論点に対する意見

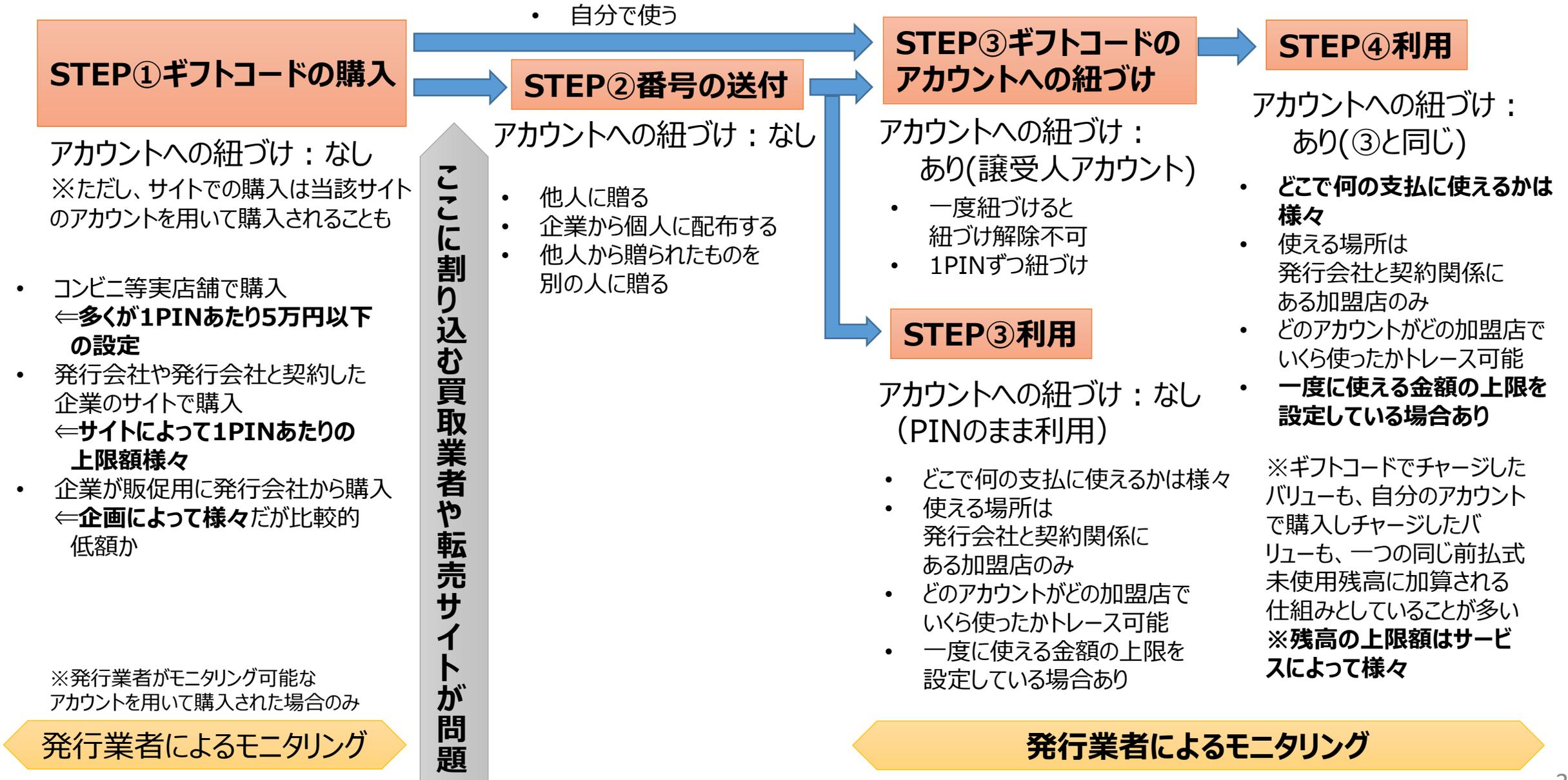
- **将来的なマネロンリスクに対する本人確認義務の現時点での追加には反対
まずは資金決済法による体制整備やモニタリング強化を行い、状況を注視すべき**
- 前払式支払手段は、払戻(現金化)不可という制限の代わりに、利便性を高くすることで普及してきた背景があり、キャッシュレス化の推進にも大きく寄与している
- eKYCという選択肢があっても、本人確認書類を用いた本人確認手続きを面倒だと認識する利用者は多く、現時点では大きなハードルになることが予想される
- 犯罪収益危険度調査書に「電子マネー」の項目があるにもかかわらず後払いの「クレジットカード」の項目を引用することに違和感
国際ブランドプリペイドは昔から存在していたが状況に変化があったのか不明 (論点1)
- 資金移動アカウントに移行をしようとした反社がいたという紹介事例(提案されたしきい値との関係や「前払式支払手段の悪用」が具体的に何を指しているのかは不明)は、現金出金不可という制限がリスクヘッジとして機能している表れともいえる (論点2、3)
- 発行会社はそれぞれ、ビジネスモデルに応じた不正防止・犯罪利用防止対策を、様々な切り口で実施。モニタリングの他、チャージ方法により上限を設けたり、利用状況に応じて利用額に上限を設けたり、創意工夫を凝らしている (論点2、3)
- 残高30万、1ヶ月あたり30万等のしきい値には明確な根拠や裏付けとなる実態調査がなく、一律のしきい値はリスクベースアプローチにならないし、事業者の創意工夫やイノベーションを阻害する恐れ (論点4)
- 銀行口座や資金移動口座、クレジットカードを用いたチャージと、それらを用いない、現金によるチャージとでは、マネロンリスクが異なると考えられるが、現在の提案では扱いに差がないことに違和感 (論点4)
- 移転に着目しているのか利用に着目しているのか不明。移転したとしても出金不可なので利用するしか使い道がないが、利用制限が考慮されていない類型がある。どの類型も、利用額に制限を設けている場合を考慮すべき (論点4)
- (b)番号通知型について、アカウントのID/PWは「番号等」から除外されることを明確にすべき (論点4)
- (a)残高譲渡型(b)番号通知型(c)国際ブランドプリペイドの定義については、想定と異なるものが含まれることのないよう、慎重に検討すべき (論点4)

参考：今回の犯収法適用検討による影響範囲

サービス・商品の種類	送金・現金による出金機能	出金不可の価値(残高)のオンラインでの譲渡	前払/後払	チャージの方法(代表例)	本人確認などのマネロン対策
ギフトカード・ギフトコード(ECサイト、ゲーム・アプリ・コンテンツ、流通、スマホ決済など)	なし	可※1 (アカウント紐づけ前のみ)	前払	現金、銀行口座、クレジットカード、ポイント、企業による販促	新たに義務付け検討
交通系ICカード	なし	不可	前払	現金、クレジットカード	義務付け対象外
スマホ決済 (チャージタイプ)	あり(為替取引)		前払	現金、銀行口座	すでに義務付け
	なし	一部可※1	前払	現金、銀行口座、クレジットカード、ポイント	新たに義務付け検討
クレジットカード	なし(ただし一般的にキャッシングによる現金引出可能)	不可(カード番号/有効期限/セキュリティコード/PWを教えることにより他人に使わせることは可能)	後払	後払いにつき無し(利用代金の支払いは通常銀行口座か現金振込)	すでに義務付け
クレジット国際ブランドプリペイドカード	なし	不可※1(カード番号/有効期限/セキュリティコード/PWを教えることにより他人に使わせることは可能)	前払	現金、銀行口座、クレジットカード、他の前払式支払手段	新たに義務付け検討

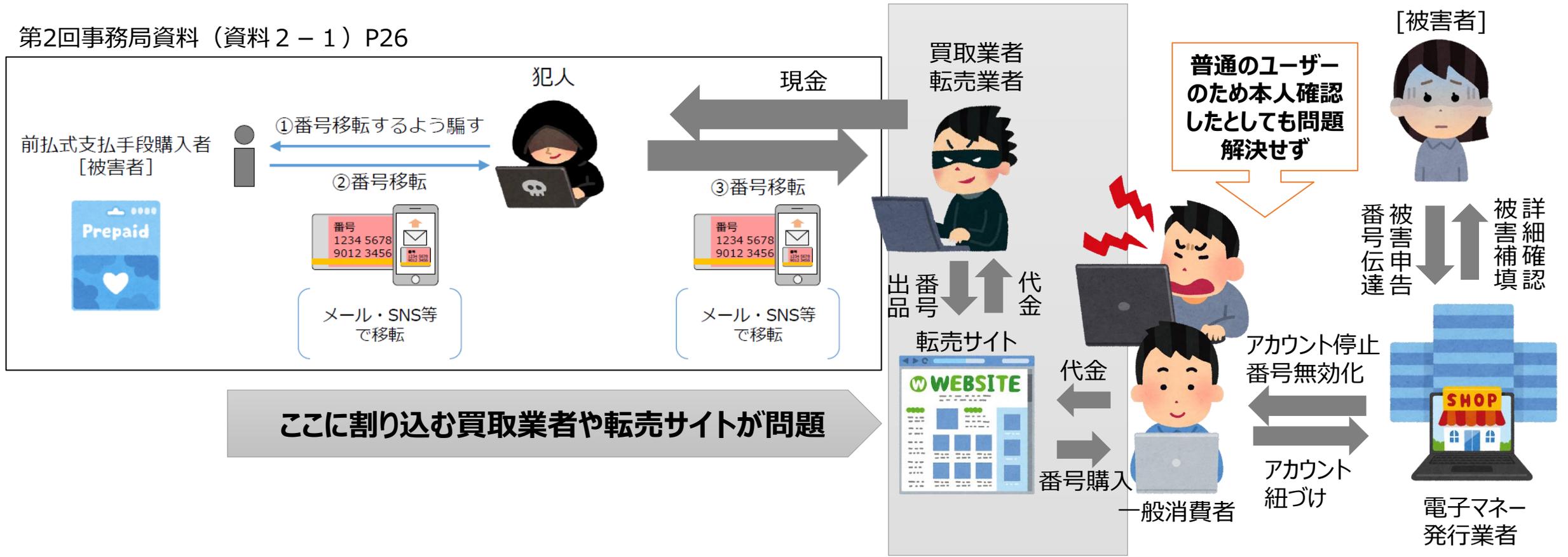
※1 いずれも、アカウントそのもののID/PWを意図的に他人に教えてしまえば、他人が利用できてしまう。

参考(前回資料より)：番号通知型の購入から利用までの例



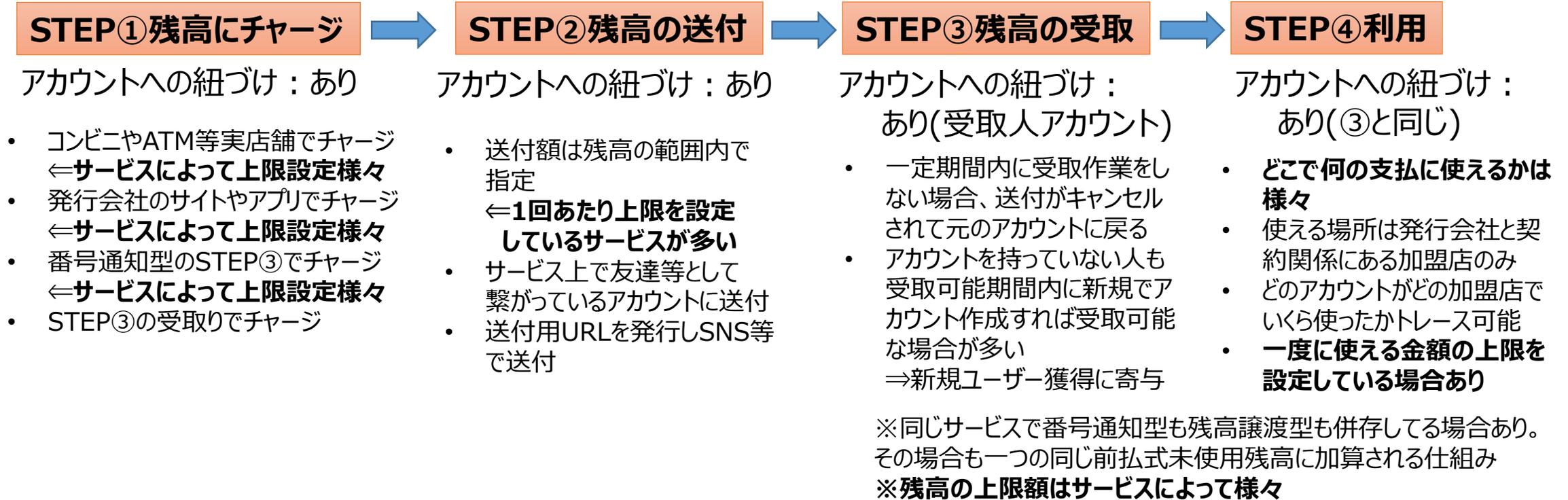
参考(前回資料より) : 電子マネーの買取業者や転売サイト等への対応について

第2回事務局資料 (資料2-1) P26



- 買取業者や転売サイト等に電子マネー発行業者が頭を悩ませているのは事実
- 注意喚起はもちろんのこと、発行業者と契約関係にない第三者による電子マネーの買取（換金）行為や業としての転売行為そのものの禁止は検討できないのか
- 転売サイトにおいて数十万件の販売実績ありと表示されている出品者もいることから、特商法等の執行も期待したいところ

参考(前回資料より) : 残高譲渡型の購入から利用までの例



発行業者によるモニタリング

- 残高譲渡型については、番号通知型のような買取業者や転売業者の問題は発生していない

参考(前回資料より) : 2019年金融制度スタディ・グループから現在までの状況

2019年7月 金融審議会金融制度SG「**「決済」法制及び金融サービス仲介法制に係る制度整備についての報告**」
「**前払式支払手段は払戻しが認められておらず、マネー・ローンダリングやテロ資金供与に係るリスクが相対的に限定されている。このため、取引時確認義務等 (中略)を引き続き課さないこととする**」

2020年11月 国家公安委員会 犯罪収益危険度調査書
挙げられた事案は ・ (アカウント紐づけに至る前の)ギフト番号の**買取・転売業者**による事案
・ **正規アカウントへの不正ログイン事案**
「**引き続き我が国における利用実態を注視していく必要**」との記載

アカウントの
本人確認の
有無は影
響しない

2021年8月 FATF対日審査結果報告
プリペイドの電子マネーに関する指摘無し

? !

2021年11月 金融審議会 資金決済WG(第2回)事務局資料 (資料2-1)
高額電子移転可能型の発行者に対しては、**アカウントの開設等に際して犯罪収益移転防止法に基づく本人確認等の規律を適用**することが考えられる

2016/8

事務ガイドライン・府令の改正
不正利用対策の強化

2021/2

2021/5

参考：ステーブルコイン等に対する制度的対応に関する現時点での見解

- 法的な対応の制度設計や今後の議論の時間軸等は今後さらに詳細が示されていくものと考えられるため、法的な対応の必要性を含め現時点で意見を留保するが、経済界から見た留意点は下記の通り
- 経済界、業界団体等関連団体との密接なコミュニケーションを要望

1 成長戦略実行計画の方向性との親和性

1 本年6月18日に閣議決定された、成長戦略実行計画において「ブロックチェーン等の新しいデジタル技術の活用方策の検討を行う。また、非代替性トークン（NFT）やセキュリティトークンに関する事業環境の整備を行う。」との記載あり。

2 ブロックチェーンを利用した産業全体のイノベーション促進との親和性

2 世界的にはDX、フィンテック、NFT（非代替性トークン）、DeFi（分散型金融）などブロックチェーンを用いた新業態・ビジネスが勃興し、金融分野のみならず各種産業のイノベーションが勃興していく段階にある。国内でのイノベーションを阻害せず、既に発生しているブロックチェーン技術者等の海外への人材流出と国内産業の空洞化をさらに進めてしまうことがないようにする必要

3 国内ブロックチェーン経済圏が海外から分断されるガラパゴス化とそれに伴う地盤沈下がおきないようにすること（諸外国の状況からみて先走りの規制導入といった事態にならないこと）

3 海外主要国においては、ステーブルコイン規制とイノベーションのバランスを探る動きが継続中。こうした動きの帰結を十分考慮していく必要。